

○法制指導室の設置に関する訓令

(平成26.3.13
鹿児島県警察本部訓令8)

改正 令和3.3訓令14

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の29第2項の規定に基づき、法制指導室の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 法制指導室においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する審査基準又は処分基準に関すること。
- (2) 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (3) 立案若しくは制定又は改廃を必要とする条例、規則、訓令その他公文書の審査に関すること。
- (4) その他警務部相談広報課長の命ずる事項に関すること。

本条…一部改正〔令和3.3訓令14〕

(法制指導室長)

第3条 法制指導室に法制指導室長を置く。

- 2 法制指導室長には警視又は警部の階級にある警察官をもって充て、警察本部長が任命する。
- 3 法制指導室長は、命を受け、法制指導室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(係)

第4条 法制指導室に、その所掌事務を分掌処理するため、法制係及び文書係を置く。

(課長補佐等)

第5条 法制指導室には、課長補佐、統括係長其他所要の警察職員を置くことができる。

附 則

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (令和3.3.25訓令14)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。